

## 調査計画（変更後）（案）

## 1 調査の名称

住宅・土地統計調査

## 2 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住宅等」という。）に関する実態並びに住環境、現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、国民の住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。

## 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

住宅等及びこれらに居住している世帯（以下「住戸」という。）とする。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯を除く。

ア 外国政府又は国際機関の公務に従事する者が管理する施設

イ 皇室用財産である施設

ウ 拘置所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所

エ 自衛隊の営舎その他の施設

オ 在日米軍用施設

## 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

ア 調査票甲

約290万住戸（母集団の大きさ 約5600万世帯、約1億3000万人）

イ 調査票乙

約50万住戸（母集団の大きさ アに同じ）

ウ 建物調査票（調査員による他計報告）

約340万住戸（母集団の大きさ アに同じ）

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）（詳細は、別添1のとおり）

直近の国勢調査調査区（以下「調査区」という。）を第1次抽出単位、調査区内の住戸を第2

次抽出単位とする層化2段抽出方法による。

第1次抽出では、調査区を層化した上で、市区町村の世帯数に基づき全国で約20万調査区を抽出し、住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）第12条第1項の規定に基づく単位区の設定を行った上で、総務大臣が指定する単位区（以下「調査単位区」という。）として調査する。

第2次抽出では、無作為抽出により、各調査単位区から17住戸を抽出する。

### (3) 報告義務者

ア 後記5(1)に掲げる事項について、世帯主又は世帯の代表者が報告しなければならない。

イ 世帯主又は世帯の代表者が不在のため前項の規定による報告を行うことができないときは、当該世帯の世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者又は当該世帯が居住している建物を管理している者は、前記アの規定により報告すべき者に代わって当該報告を行うものとする。

ウ 前記ア及びイの規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び後記6(2)ウに掲げる調査員又は民間事業者及び当該民間事業者を使用される者（以下「調査員等」という。）の質問に答えることにより行うものとする。

ただし、報告に当たっては、政府統計共同利用システムを利用することができる。

## 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

### (1) 報告を求める事項

調査票甲（別添2）、調査票乙（別添3）及び建物調査票（別添4）により、以下の事項を調査する。

ただし、調査票甲・乙のウ③、エ②、オ③からオ⑦まで及びカ③からカ⑥までに関する事項は、調査票乙により調査する。

#### 【調査票甲・乙】

ア 世帯に関する事項

- ① 世帯主又は世帯の代表者の氏名
- ② 構成
- ③ 年間収入
- ④ 同居世帯に関する事項

イ 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項

- ① 従業上の地位
- ② 通勤時間
- ③ 子の住んでいる場所
- ④ 現住居に入居した時期
- ⑤ 前住居に関する事項

ウ 住宅に関する事項

- ① 居室の数及び広さ
- ② 所有関係に関する事項
- ③ 現住居の名義
- ④ 家賃又は間代等に関する事項
- ⑤ 構造
- ⑥ 床面積
- ⑦ 建築時期
- ⑧ 設備に関する事項
- ⑨ 住宅の建て替え等に関する事項
- ⑩ 増改築及び改修工事に関する事項
- ⑪ 耐震に関する事項

エ 現住居の敷地に関する事項

- ① 敷地の所有関係に関する事項
- ② 所有地の名義
- ③ 敷地面積
- ④ 取得方法・取得時期等

オ 現住居以外の住宅に関する事項

- ① 所有関係に関する事項
- ② 利用に関する事項
- ③ 所在地
- ④ 建て方
- ⑤ 取得方法
- ⑥ 建築時期
- ⑦ 居住世帯のない期間

カ 現住居以外の土地に関する事項

- ① 所有関係に関する事項
- ② 利用に関する事項
- ③ 所在地
- ④ 面積に関する事項
- ⑤ 取得方法
- ⑥ 取得時期

【建物調査票】※調査員による他計報告

ア 住宅に関する事項

- ① 世帯の存しない住宅の種別

② 種類

イ 建物に関する事項

- ① 建て方
- ② 世帯の存しない建物の構造
- ③ 腐朽・破損の有無
- ④ 建物全体の階数
- ⑤ 敷地に接している道路の幅員
- ⑥ 建物内総住宅数
- ⑦ 設備に関する事項
- ⑧ 住宅以外で人が居住する建物の種類

[集計しない事項の有無] 無 有

世帯主又は世帯の代表者の氏名は、回答状況の確認や疑義照会の際に用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

調査は、直前の住宅・土地統計調査を行った年から5年目に当たる年の10月1日午前零時現在によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

総務省（統計局） - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員（又は民間事業者） - 報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム  
電子メール） 調査員調査 その他（ ）

[調査方法の概要]

- ・統計調査員等（統計調査員及び民間事業者）が報告者あてに調査書類一式（オンライン回答用書類、調査票、調査票郵送用封筒等）を配布するとともに、建物調査票を作成する。
- ・報告者は①政府統計共同利用システムによるオンライン回答、②郵送回答又は③調査員に記入済み調査票を提出する方法のいずれかの方法を選択し、指定された期限までに調査への回答を行う。
- ・なお、世帯員の不在等の事由がある場合又は世帯の存しない住宅について調査する場合は、調査員等が一部の調査事項を当該世帯の世帯員以外の者又は当該住宅を管理する者等に質問することにより行う。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

1 回限り  毎月  四半期  1 年  2 年  3 年  5 年  不定期  その他 ( )

(1 年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：平成30年)

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和 5 年 9 月 23 日～10 月 24 日

## 8 集計事項

- 1 住宅数概数集計
- 2 住宅及び世帯に関する基本集計
- 3 住宅の構造等に関する集計
- 4 土地集計

(集計事項一覧については、別添 5 参照)

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 ( e-stat  インターネット (e-stat以外)  印刷物  閲覧)

### (2) 公表の期日

住宅数概数集計、住宅及び世帯に関する基本集計は、調査後 1 年以内に公表する。

住宅の構造等に関する集計及び土地集計は、調査後 2 年以内に公表する。

## 10 使用する統計基準

使用する→ 日本標準産業分類  日本標準職業分類  その他 ( )

使用しない

本調査は、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

## 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書類名	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	2 年	総務省統計局長
調査対象名簿	作成年に実施された住宅・土地統計調査の集計完了時まで	
単位区設定図	作成年に実施された住宅・土地統計調査の集計完了時まで	
調査票の内容 (氏名を除く。)が転写されている電磁的記録	永年	
結果原表又は結果原表が転	永年	

12 立入検査等の対象とすることができる事項

指導員及び調査員又は市町村長が実地調査に係る業務を民間事業者に委託して行う場合の当該市町村の職員は、当該調査に当たり、必要に応じて調査対象となる住宅等の建物のある場所に立ち入り、前記5(1)中調査票甲・乙のウ⑤、ウ⑥及びエ③並びに建物調査票のイ②及びイ③に掲げる事項について検査し、又は関係者に対して質問ができるものとする。